

- 電力側で検討している信用情報共有に関する規定案について、ご参考までに下記のとおり共有させていただきます。

【信用情報共有に関する規定案】

＜需給契約の申込み＞

「なお、お客さまが、この供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。」

【前提】

- ・ 具体的な共有手法については今後の検討事項。
- ・ 「信用情報を共有したい小売電気事業者は、H28.4からの供給条件に信用情報共有規定を織り込むことが必要である」との作業会における合意事項に基づき検討したもの。
- ・ 規定箇所(需給契約の申込み、その他等)については各小売電気事業者の任意。